

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	18 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	10 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	36 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	29 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から48年3月まで

私は、年金の裁定請求に行った時は未納期間のことが分からなかったが、後日未納期間のあることをA区役所からのハガキで知った。会社を辞めた時に区役所から国民年金の加入手続の案内が来たので近くのB出張所で加入手続を行い、会社を辞めてから1年以内なので遡って国民年金保険料を納付することができると言われ、B出張所で1年間分の保険料を納付した。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続を行った時に会社を辞めてから1年以内なので遡って国民年金保険料を納付できると言われ、A区役所B出張所で1年間分の保険料を納付したと主張している。このことについて、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期及び年金手帳の発行年月日から昭和48年4月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間は保険料を現年度納付することが可能な期間であり、A区では、出張所の窓口で現年度分の保険料は収納していたとしている。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料としてまとめて納付したと主張している金額は、実際の保険料とおおむね一致している。

さらに、申立人の納付記録について、申立期間以外は国民年金保険料を全て納付しており、厚生年金保険から国民年金保険への切替手続や住所の移動手続を適切に行っていることから、保険料の納付意識は高かったものと考えられる上、12か月と短期間である申立期間の保険料を納付できな

かった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年3月

申立期間について、夫が平成7年2月に会社を退職した後の同年3月頃に、夫が、私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付した。申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、その夫が会社を退職した後の平成7年3月頃に、その夫が、申立人の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付したとしているところ、申立人の平成7年度の保険料は全て現年度で納付されている上、7年3月に国民年金第3号被保険者から第1号被保険者に種別が変更されていることから、申立人は、申立期間の保険料を納付することができたと考えられる。

また、申立期間は1か月と短期間であり、申立期間の保険料を納付できなかった特段の事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年11月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年11月から6年3月まで

私は、平成6年3月に結婚し、その後、住宅を購入するため、A（当時）とB（当時）の融資を使ってローンを組む際に、申立期間の国民年金の未納分を指摘され、一括で5万円前後の国民年金保険料を社会保険事務所（当時）で納付し、住宅資金を借りることができた。申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成6年3月に結婚し、その後、申立期間の国民年金の未納分を指摘され、一括で5万円前後の国民年金保険料を社会保険事務所で納付したとしている。これについて、当委員会において、オンラインの氏名検索を行った結果、氏名（C）、生年月日、住所（D）が申立人のそれと一致している国民年金保険料収納記録（基礎年金番号*）の存在が判明し、この記録は、申立人の国民年金保険料の納付記録であると推認できる。

また、当該基礎年金番号の納付記録によれば、平成5年11月から6年3月までの5か月分の国民年金保険料5万2,500円が、6年6月14日に一括で納付されていることが確認でき、申立期間と一致している上、申立人が一括で5万円前後の国民年金保険料を納付したとする記憶内容とも一致している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 7 月から同年 9 月まで

昭和 53 年 1 月の結婚後、国民年金に未加入ということが判明し、妻が加入手続を行い、加入手続以前の 2 年間の保険料については分割納付をし、それ以降は、きちんと納めていた。「55 年 1 月から同年 3 月まで」及び「昭和 57 年 4 月から同年 6 月まで」の期間についても、当初、未納となっていたが、たまたま領収書が見付かり、平成 23 年 3 月に記録訂正となった。

申立期間の国民年金保険料について、その前後がきちんと納付されているにもかかわらず、当該 3 か月だけ未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚後、国民年金が未加入ということが判明し、その妻が加入手続を行い、加入手続以前の 2 年間の国民年金保険料については、分割納付をし、それ以降の国民年金保険料については、きちんと納付をしていたとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和 57 年 1 月頃に払い出されたと推認され、このことからすると申立期間は保険料を納付できる期間である。

また、申立期間の前後の期間の国民年金保険料は、納付済みとなっている上、申立人が 3 か月と短期間である申立期間の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

さらに、「昭和 55 年 1 月から同年 3 月まで」及び申立直前の「昭和 57 年 4 月から同年 6 月まで」のそれぞれの期間について、未納期間とされて

いたものが、本件申立てに先立って、申立人が当該期間の国民年金保険料領収証書を提出して年金事務所に照会した結果により、納付済期間に訂正されており、行政側の記録管理に不備がみられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年10月から60年3月までの期間及び同年7月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年10月から60年3月まで
② 昭和60年7月から61年3月まで

私は、昭和57年7月にそれまで勤務していた会社を退職し、国民年金に加入しなければならないと思い、同年8月頃に国民年金の加入手続を行った。当該加入後の国民年金保険料についても、税金などと同様に納めなければならないという認識で納付していた。申立期間①及び②の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和57年7月にそれまで勤務していた会社を退職し、同年8月頃に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から同年8月頃に払い出されたと推認され、このことからすると、申立期間①及び②は保険料を納付することが可能な期間である。

また、オンライン記録によると、申立人は、昭和57年8月5日に国民年金に任意加入し、61年3月まで任意加入を継続しているところ、当該期間中は申立期間①及び②を除き国民年金保険料が納付済みとなっており、その後においても、第3号被保険者と第1号被保険者の切替手続を適切に行い、保険料を全て納付している上、申立期間①は6か月、申立期間②は9か月とそれぞれ短期間であるこれらの保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年1月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から50年3月まで

私の国民年金については、父から、「年金は納付しておいたから、後は自分で納めるように。」と言われて国民年金手帳を渡された。保険料は私の父が納めてくれていたので、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父が申立期間の国民年金保険料を納付してくれたとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和51年4月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間のうち49年1月から50年3月までは保険料を納付することが可能な期間である上、申立人の父が15か月と比較的短期間である当該期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

また、申立人の国民年金保険料を納付していたその父は、国民年金制度が発足した昭和36年4月から60歳に到達するまでの全ての保険料を納付していることから、納付意識は高かったと考えられる。

さらに、昭和50年4月から52年3月までの納付期間について、申立人が提出した申立期間直後の50年度の領収書により、申立人のオンライン記録は未納から納付済みに訂正されており、行政側の記録管理に不備が認められる。

一方、申立期間のうち、昭和47年4月から48年12月までの期間については、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時点からすると、時効により保険料を納付することができない期間である上、保険料を納付していた

ことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち、昭和49年1月から50年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 11 月から 55 年 6 月まで

私は 20 歳で国民年金に加入するのは国民としての当然の義務だと思い加入した。加入手続は昭和 54 年*月頃、私の父が A 市役所で行い、保険料は父が銀行等で納付していたと記憶している。いつも、「私は全て納付済みなので大丈夫。」と両親と会話していたので、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父が A 市役所で国民年金の加入手続を行い、保険料は銀行等で納付していたと申し立てているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和 57 年 2 月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間のうち 54 年 11 月及び同年 12 月は時効により保険料を納付できない期間であるが、55 年 1 月から同年 6 月までの期間は遡って保険料を納付することが可能な期間である。

しかしながら、遡って保険料を納付することが可能であった昭和 55 年 1 月から同年 6 月までの期間のうち、同年 1 月から同年 3 月までの期間の保険料は、国民年金被保険者台帳（旧台帳）の記録によれば還付されたことになっていることから、当該期間は時効により保険料を納付できなかったと考えられる。

一方、昭和 55 年 4 月から同年 6 月までの期間については、前述のとおり保険料納付は可能であったと推認される上、その父が 3 か月と短期間である保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

また、申立期間のうち、昭和 54 年 11 月から 55 年 3 月までの期間については、国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとするその父は高齢のため事情を聴取することができず、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与していないため、これらの状況が不明である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年2月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年6月から47年3月まで

昭和42年9月又は同年10月頃、夫婦でA区役所B出張所に行った際に、担当者から国民年金の加入を勧められたので、夫婦の国民健康保険と国民年金の加入手続を併せて行った。その時に二人分の国民年金保険料を遡ってまとめて納付したと記憶している。その後は、私が夫婦の保険料を同出張所で納付していた。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間については、申立人は、夫婦でA区役所B出張所に行った際に、担当者から国民年金の加入を勧められたので、夫婦の国民健康保険と国民年金の加入手続を併せて行い、その際に二人分の国民年金保険料をまとめて遡って納付したと申し立てているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和47年10月又は同年11月頃に夫婦連番で払い出されたと推認され、その時点では、41年6月から45年6月（又は41年6月から45年9月）までの期間は時効により保険料を納付できない期間であり、45年7月から47年3月（又は45年10月から47年3月）までの期間は遡って保険料を納付する期間となる。
- 2 申立期間のうち、昭和41年6月から46年1月までの期間については、申立人が申立期間と一緒に保険料を納付したとするその夫は、申立期間は未納となっている上、当委員会においてオンラインの氏名検索等によ

り調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立人が、昭和41年6月から46年1月までの国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 申立期間のうち、昭和46年2月から47年3月までの期間については、国民年金被保険者名簿（旧台帳）によると、申立人と一緒に国民年金保険料を納付したとするその夫は、46年2月から47年3月までの保険料を納付していることから、その夫と一緒に保険料を納付したとする申立人も当該期間の保険料を遡ってまとめて納付したと考えても不自然ではない。
- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年2月から47年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、株式会社B）における資格取得日に係る記録を昭和37年10月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を2万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年10月16日から38年2月16日まで
昭和37年10月16日にC株式会社からA株式会社に異動したが、申立期間は厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間も給与から厚生年金保険料が控除されていたので、被保険者期間であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から判断すると、申立人はC株式会社及び関連会社であるA株式会社に継続して勤務し(C株式会社からA株式会社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人が、同時期に異動したとしている同僚二人の供述から、昭和37年10月16日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、A株式会社に係る事業所別被保険者名簿の昭和38年2月の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A株式会社従業員の労務管理を引き継いでいる株式会社Bは、当時の資料は保存しておらず、申立人の同社における勤務及び厚生年金保険に係る届出並びに保険料の控除、納付については不明としており、このほかに確認

できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社に係る被保険者記録は、資格取得日が平成20年4月24日であり、現在まで被保険者期間であるところ、当該期間のうち、20年4月24日から同年6月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間の記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格取得日を同年4月24日とし、申立期間の標準報酬月額は、同年4月を9万8,000円、同年5月を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年4月24日から同年6月1日まで

私は、A株式会社に平成20年4月24日に入社し、現在も勤務中である。A株式会社の社会保険の資格取得日は、当初、20年6月1日として届け出られたが、当該取得日を同年4月24日に訂正する届出が23年3月に行われている。しかし、厚生年金保険法第75条該当で年金額の計算の基礎とされない記録となっている。厚生年金保険料を事業主により給与から控除されているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA株式会社に係る被保険者記録は、オンライン記録によると、資格取得日が平成20年4月24日であり、現在まで被保険者期間であるところ、当該期間のうち、20年4月24日から同年6月1日までの期間は厚

生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間の記録とされている。

しかしながら、A株式会社が提出した社員名簿、給与明細書及び賃金台帳から、申立人は、A株式会社に平成 20 年 4 月 24 日から継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間の標準報酬月額については、上記給与明細書及び賃金台帳から判断すると、平成 20 年 4 月は 9 万 8,000 円、同年 5 月は 24 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格取得に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（22万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年7月1日から同年9月1日まで

株式会社A（現在は、株式会社B）に勤務した期間のうち、申立期間について、自分が所持している給料明細票によると、厚生年金保険料として1万5,716円（標準報酬月額22万円に基づく保険料）が当該期間の給与から控除されていたことが確認できるので、申立期間の標準報酬月額に係る記録を22万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している給料明細票（平成17年8月分及び同年9月分（翌月控除））の記載から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（22万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「標準報酬月額19万円とする届出を行い、標準報酬月額19万円に基づく保険料は納付した。」と回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格取得日に係る記録を昭和48年3月11日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年3月11日から同年4月2日まで
昭和43年3月31日から平成14年8月31日までB株式会社及び同社の関連会社に継続勤務し、途中退社したことは無かったが、48年3月に同社の子会社である株式会社Aに出向した最初の月の1か月間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。この期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B株式会社の提出した経歴証明書から判断すると、申立人はB株式会社及び同社の関連会社に継続して勤務し（昭和48年3月11日に、B株式会社から株式会社Aに異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る昭和48年4月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、6万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が保存している、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書における資格取得日が昭和48年4月2日となっていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社

会保険事務所(当時)は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る同年3月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、A株式会社B所における被保険者資格の取得日に係る記録を昭和49年8月27日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を17万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年8月27日から同年9月1日まで

日本年金機構の記録によれば、A株式会社における厚生年金保険被保険者期間に1か月の欠落期間があるが、申立期間はC所(D市)からB所へ異動しただけであり、50年余りにわたり同社に継続勤務した。

当該記録に納得がいかないため、第三者委員会で調査の上、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社及び同僚の回答並びに雇用保険の記録から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し(同社C所からB所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことが認められる。

なお、A株式会社から提出された人事記録(待遇調書)により、申立人は、昭和49年8月26日に同社B所に転入していることが確認できるが、オンライン記録によれば、C所における資格喪失日は同年8月27日となっている上、同社C所に申立人の後任として着任した同僚の同営業所における厚生年金保険被保険者の資格取得日も同年8月27日となっていることから、異動日については、同年8月27日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社B所における昭和49年9月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、

17万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を65万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年1月30日

株式会社Aから、退職日（平成21年1月31日）前に「2008年度下期精算賞与」を支給されたが、この賞与額が厚生年金保険の標準賞与額の記録から漏れているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出された賞与支給明細により、申立人は、申立期間に係る標準賞与額（65万4,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年6月9日に、事業主が申立人の申立期間に係る賞与支払届を提出しており、申立期間に係る賞与支払届が漏れていたことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年7月1日から6年2月28日まで

A株式会社が適用事業所でなくなった平成6年2月28日より後の同年3月14日付けの訂正処理で、申立期間の標準報酬月額が50万円から26万円に遡って引き下げられているのはおかしい。正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人のA株式会社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、50万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成6年2月28日）の後の平成6年3月14日に5年7月1日から6年2月28日まで遡って26万円に減額訂正されていることが確認できる上、同様の遡及訂正処理が事業主を含む二人の役員についても確認できる。

また、事業主は「当時の経営は苦しく、社会保険料の滞納があったと思う。」と供述しているところ、複数の同僚は「給料の遅配や不払いがあった。破産した。」と供述しており、そのうちの一人は「税金や社会保険料の滞納があったと聞いている。」と供述している上、A株式会社の当時の顧問弁護士は「業務日誌によると、A株式会社の破産申立ては平成6年3月*日に行った。」と供述している。

さらに、閉鎖登記簿謄本によると、申立人は当該事業所の役員であったことが確認できるが、事業主は「申立人は、営業部門担当の専務取締役であった。経理及び総務担当は別の役員であった。」と供述している上、複数の同僚は事業主と同様の供述をしていることから、申立人は、社会保険

事務について権限を有していなかったと考えられる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような遡及により記録を訂正する合理的理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 50 万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社における資格取得日は昭和48年2月1日、資格喪失日は同年2月25日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和48年2月1日から同年4月1日まで
② 昭和48年7月25日から同年8月13日まで
厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間の加入記録が無い。昭和48年2月1日から同年8月13日まで、A（現在は、株式会社B）に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、昭和48年2月1日から同年2月25日までの期間については、C株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人と氏名及び生年月日が一致する被保険者記録が確認できるところ、申立人提出のC株式会社が加入していたD基金（現在は、E基金）加入員証に記載された加入員記録及び雇用保険被保険者記録と一致することから、当該記録は基礎年金番号に統合されていない申立人の厚生年金保険被保険者記録と推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和48年2月1日に被保険者資格を取得した旨の届出及び同年2月25日に被保険者資格を喪失した旨の届出を、C株式会社が事業主として社会保険事務所（当時）に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、C株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

2 一方、申立期間①のうち、昭和 48 年 2 月 25 日から同年 4 月 1 日までの期間については、申立人の雇用保険被保険者記録から、C 株式会社を 48 年 2 月 24 日に離職した後、同年 3 月 1 日に A に就職したことが確認できるとともに、同社は適用事業所名簿から、48 年 3 月 1 日に新規適用事業所となったことが確認できる。

しかしながら、A において、新規適用時に被保険者資格を取得した者 6 人のうち、雇用保険記録が確認できる 3 人の入社年月日が昭和 48 年 1 月以前であるところ、申立人と同様に 48 年 4 月 1 日付けで厚生年金保険被保険者資格を取得した同僚二人の入社年月日は、同年 3 月 12 日及び同年 3 月 26 日であり、申立人（昭和 48 年 3 月 1 日入社）と同様にそれぞれの入社は厚生年金保険被保険者資格取得日の前月であることが確認できることから、同社においては、社員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いでなかったことがうかがえる。

加えて、事業主に照会したが、申立人が勤務していたことは記憶しているが、勤務期間及び厚生年金保険料の控除については分からない旨を回答している。

3 申立期間②について、申立人は A に継続して勤務していたと申し立てているが、オンライン記録によれば、申立人は同社の離職日（昭和 48 年 7 月 24 日）の翌日に厚生年金被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、申立期間に厚生年金保険被保険者記録のある同僚 8 人に照会したところ、回答のあった 3 人中 2 人は申立人を記憶しているものの、勤務期間は不明としており、そのほか、申立人の厚生年金保険料の控除について確認できる供述は得られなかった。

4 このほか、申立期間①のうち昭和 48 年 2 月 25 日から同年 4 月 1 日までの期間及び申立期間②における申立人の厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間①については、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和21年1月26日、資格喪失日は同年2月26日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間①に係る標準報酬月額については、40円とすることが必要である。

申立期間③については、申立人の株式会社Cにおける厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和24年6月1日、資格喪失日は25年10月9日であると認められることから、申立人に係る厚生年金被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間③に係る標準報酬月額については、3,000円とすることが必要である。

申立期間⑤については、申立人のD有限会社における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和31年3月1日、資格喪失日は同年5月20日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間⑤に係る標準報酬月額については、1万2,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年5月から21年4月までの一部期間
② 昭和22年7月から24年5月までの一部期間
③ 昭和24年6月頃から25年10月頃まで
④ 昭和29年4月から31年2月までの一部期間
⑤ 昭和31年3月から同年10月までの一部期間
⑥ 昭和31年6月から同年10月までの一部期間

申立期間①については、E株式会社に勤務する前に、A株式会社に勤務した。勤務した期間はよく覚えてないが父と一緒に働いた。

申立期間②については、E株式会社を辞めた後に、F株式会社に勤務した。会社の所在地はG地でH業務をした。

申立期間③については、I株式会社を辞めた後に、J地のKに勤務しL業務をした。

申立期間④については、M地のN株式会社に勤務し、Oの展示販売をした。

申立期間⑤については、P地の会社に短期間勤務した。Qを扱う会社で、会社名には「R」が付いたと思う。

申立期間⑥については、S地のTに勤務し、U業務等をした。上部団体にV組合があり、そこで厚生年金保険に加入していたと思う。

申立期間①から⑥について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）に、申立人と同姓同名で生年月日の一部が相違し、基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険被保険者記録（資格取得日は昭和21年1月26日、資格喪失日は同年2月26日）が確認できることから、当該厚生年金保険被保険者記録は申立人の記録であると判断することができる。

また、一緒に働いたとする申立人の父親も、申立人より少し遅れて同社の厚生年金保険に加入していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和21年1月26日に被保険者資格を取得し、同年2月26日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったと認められる。

なお、申立期間①に係る標準報酬月額については、当該未統合となっている申立人のA株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の記録から、40円とすることが必要である。

- 2 申立期間③については、申立人はJ地にあったKに勤務していたと主張しているところ、事業所名が一部相違するが、所在地がJ地である株式会社Wに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）に、申立人と同姓同名で生年月日も一致する基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険被保険者記録（資格取得日は昭和24年6月1日、資格喪失日は25年10月9日）が確認で

きることから、当該厚生年金保険被保険者記録は申立人の記録であると判断することができる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 24 年 6 月 1 日に被保険者資格を取得し、25 年 10 月 9 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められる。

なお、申立期間③に係る標準報酬月額については、当該未統合となっている申立人の株式会社Wに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の記録から、3,000 円とすることが必要である。

- 3 申立期間⑤については、申立人は社名を「R」が付いていたと記憶しているところ、D 有限会社（所在地は P 地）に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）に、申立人と同姓同名で生年月日も一致する基礎年金番号に統合されていない被保険者記録（資格取得日は昭和 31 年 3 月 1 日、資格喪失日は同年 5 月 20 日）が確認できることから、当該厚生年金保険被保険者記録は申立人の記録であると判断することができる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 31 年 3 月 1 日に被保険者資格を取得し、同年 5 月 20 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められる。

なお、申立期間⑤に係る標準報酬月額については、当該未統合となっている申立人の D 有限会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の記録から、1 万 2,000 円とすることが必要である。

- 4 申立期間②については、適用事業所名簿から、F 株式会社 X 所は、Y 地において申立期間後の昭和 25 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となり、29 年 8 月 20 日に適用事業所ではなくなっていることが確認できる。

また、当該事業所の事業主及び当該事業所において厚生年金保険に加入していた者はいずれも連絡先が不明であるため、申立人の勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

さらに、F 株式会社 X 所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無い。

- 5 申立期間④については、適用事業所名簿から、N 株式会社は、申立期間後の昭和 32 年 7 月 16 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できる。

また、当該事業所の事業主は、申立人は適用事業所になる前に勤務しており、給与から保険料は控除していない旨回答している。

さらに、昭和 32 年 7 月 16 日に厚生年金保険被保険者資格を取得した複数の同僚は、期間の特定はできないものの申立人を記憶しているが、適用前の保険料控除については不明である旨供述している。

- 6 申立期間⑥については、申立人はTの上部団体はV組合であるとしているところ、適用事業所名簿によれば、V組合が厚生年金保険の適用事業所になっていることが確認できない。

また、Z地の近隣にあるaの経営者は「Tは昭和 30 年代に廃業した。aの上部団体はb組合だと思う。」と供述しているところ、b組合は、Tが組合員であったかどうかは不明と回答している。

さらに、申立期間に係るb組合の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人及び申立人が記憶している店主の氏名は無く、整理番号に欠番も無い。

- 7 このほか、申立期間②、④及び⑥について、各事業主により申立人が給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 8 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②、④及び⑥に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、事業主が当初社会保険事務所（当時）に届け出たとおり、申立期間のうち、平成2年6月から4年1月までを41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年6月21日から4年3月1日まで

平成元年9月に株式会社Aに就職し、2年6月にグループ会社の株式会社Bに移籍した。株式会社Bに勤務していた期間の標準報酬月額が30万円となっているので、給与の総支給額に応じた標準報酬月額に訂正してほしい。また、平成4年2月21日から同年3月1日までの厚生年金保険の加入記録が無いので、同年2月の1か月を厚生年金保険の被保険者期間として訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成2年6月から4年1月までの標準報酬月額については、オンライン記録によると、申立人の株式会社Bにおける厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、41万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった4年2月29日以降の同年3月26日付けで、2年6月から4年1月までの期間が30万円に遡って訂正されているほか、複数の同僚も申立人と同様に標準報酬月額が遡って引き下げられていることが確認できる。

また、株式会社Bの代表取締役は、「社会保険庁（当時）の当初の記録が正しい。その後の訂正は、滞納保険料の解消を図るために行った。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間のうち、平成2年6月から4年1月までの標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た41万円に訂正することが必要で

ある。

- 2 また、申立人は、申立期間のうち、平成2年6月から4年1月までの標準報酬月額について、給与の総支給額に応じた標準報酬月額に訂正してほしいと申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人から提出された株式会社Bの給与明細書（平成2年7月から同年10月、同年12月、3年3月から同年4月及び3年10月から同年11月）により、申立人は、同社が当初届け出たオンライン記録上の標準報酬月額よりも高い報酬を受けていたことが確認できるものの、給与明細書に記載されている厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額は、同社が当初届け出たオンライン記録と一致していることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

- 3 申立人は、申立期間のうち、平成4年2月21日から同年3月1日までの厚生年金保険の加入記録が無いと申し立てている。

しかしながら、申立人から提出された雇用保険受給資格者証により、申立人の株式会社Bにおける離職年月日は平成4年2月20日となっており、その翌日の同年2月21日に公共職業安定所に求職の申込を行っていることが確認できる上、役員及び同僚から、申立人の当該期間に係る勤務実態について供述を得ることができない。

また、申立人から提出された平成4年分給与所得の源泉徴収票に、「(株) B H4.2.20 退 社保 52,503」と記載されていることから、当該源泉徴収票からも申立人が平成4年2月20日に退職していることが確認できる上、オンライン記録（当初）の標準報酬月額41万円に基づく厚生年金保険料は2万9,725円であり、4年1月及び同年2月の2か月分の厚生年金保険料は合計で5万9,450円となり、当該源泉徴収票に記載されている、「社保 52,503」の金額を厚生年金保険料のみで超えることから、4年2月分の厚生年金保険料は控除されていないことが推認できる。

このほか、申立人の当該申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、同保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

さらに、厚生年金保険法では、第 19 条において、被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入するとされており、また、同法 14 条においては、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされていることから、申立人の厚生年金保険の資格喪失日は、平成 4 年 2 月 21 日であり、申立人の主張する同年 2 月は、厚生年金保険の被保険者期間とならない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、当該申立期間において厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成13年8月から14年3月までの期間及び同年7月から16年3月まで期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和56年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成13年8月から14年3月まで
② 平成14年7月から16年3月まで

申立期間①及び②の国民年金保険料については、口座振替又はコンビニで納付したはずである。持っていた領収書が、ねんきん特別便宛てに郵送してしまってから行方が分からなくなってしまい、納付したことを証明することができないが、申立期間①及び②の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を、口座振替又はコンビニで納付したはずであるとしている。しかしながら、申立人から口座振替をしたとする金融機関名や納付をしたとするコンビニの店舗名等についての明確な申述が得られず、納付状況が不明である。

また、国民年金の事務処理については、昭和59年2月以降は記録管理業務がオンライン化され、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が図られた上、平成9年1月に基礎年金番号制度が導入されており、申立期間①及び②において記録漏れや記録誤り等の生じる可能性は極めて低くなっていると考えられる。

さらに、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年11月から63年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和62年11月から63年12月まで
私が20歳になった昭和62年に、私の父はA地で国民年金の加入手続をして保険料を払ったので、申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、その父が申立人の国民年金の加入手続や保険料納付をしたとしているが、高齢であるその父から納付状況についての証言は得られず、申立人も保険料の納付に関与しておらず、その納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から平成3年4月頃にB地で払い出されたと推認され、払出時点からすると、申立期間は時効により保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から55年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年1月から55年2月まで
私は、昭和43年1月から55年2月まで夫の転勤によりA国へ行っていた。その間の国民年金保険料は私の父が納めてくれていたので、申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年1月から55年2月までA国へ行っており、その間の国民年金保険料はその父が納めてくれていたので、申立期間が未加入となっていることに納得できないとしているが、戸籍改製原附票により申立人は43年1月から55年2月まで、A国に住所を定めていることが確認できることから、申立期間は国民年金の適用除外期間であったことが推認される。

また、申立人から提示された国民年金保険料納入通知書兼領収書から、申立期間の国民年金保険料が納付されていたことは確認できるが、申立人の所持している昭和55年10月9日付け国庫金振込通知書から、「保険料還付金」として申立期間分の保険料に当たる「¥167,160」が申立人の夫に振り込まれていることが確認できることから、申立期間分の保険料は還付されていると認められる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年2月から同年9月までの期間及び50年4月から56年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年2月から同年9月まで
② 昭和50年4月から56年4月まで

申立期間①については、私は、会社を退職後A市役所（現在は、B市役所C庁舎）で国民健康保険と国民年金の加入手続を行い、同市役所で保険料を納付していた。

申立期間②については、経営する会社が昭和50年4月に社会保険の適用から外れたので、A市役所で、国民健康保険と国民年金に加入した。申立期間①及び②の保険料は、私か、私の前妻、又は会社の事務員が同市役所で納付していた。

申立期間①及び②が未加入期間となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①については会社を退職後、申立期間②については経営する会社が社会保険の適用を外れたため、どちらの期間についても、A市役所で国民健康保険と国民年金に加入し、国民年金保険料は、申立人、その前妻、又は申立人が経営する会社の事務員が同市役所で納付していたと申し立てているが、保険料を納付したとするその前妻は既に他界しており、申立期間当時、申立人の会社の税務関係の顧問をしていた会計事務所の担当者は申立人の国民年金の加入については覚えていないとしている上、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料納付に関する記憶が明確でないため、これらの状況が不明である。

また、オンライン記録によると、申立期間①及び②は、国民年金の未加入期間であり、制度上保険料を納付することができない期間となっている

上、申立人の基礎年金番号は厚生年金保険の手帳記号番号が付番されており、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらず、申立人の口頭意見陳述においても、国民年金の加入手続及び保険料納付状況について、これまでの調査以上に具体的な申述は得られなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から50年3月まで

昭和50年頃にA市の広報で特例納付救済制度のことを知り、未納となっていた期間の保険料をまとめてB区役所の窓口で納付した。納付した金額は10万円くらいだったと記憶している。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年頃にA市の広報で特例納付救済制度のことを知り、未納となっていた期間の保険料をまとめてB区役所の窓口で納付したと申し立てているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、その記号番号前後の被保険者の資格取得時期から51年2月頃に払い出されたと推認され、その時点では、第2回特例納付制度の実施期間が50年12月に終了していることから、特例納付制度を利用して保険料を納付することはできなかったと考えられる上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 6 月から 54 年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 6 月から 54 年 10 月まで

昭和 51 年 6 月に会社を退職後、将来の年金受給のことを考え、夫に勧められ国民年金に加入した。夫が A 市役所 B 支所で国民年金の加入手続を行い、保険料は夫が納付書で各期ごとに勤め先の銀行で納付していたので、申立期間が未加入期間となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 51 年 6 月に会社を退職後、将来の年金受給のことを考え、その夫が A 市役所 B 支所で国民年金の加入手続を行い、その夫が納付書で、各期ごとに勤め先の銀行で保険料を納付していたと申し立てているが、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料納付に関与していないため、これらの状況が不明である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、A 市の国民年金被保険者名簿によると、申立人は昭和 54 年 11 月 8 日に国民年金に任意加入したことが確認でき、当該加入時期からすると、申立期間は制度上遡って保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年7月から47年8月までの期間及び同年10月から51年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年7月から47年8月まで
② 昭和47年10月から51年3月まで

私は、昭和46年7月頃にA市役所で夫婦一緒に国民年金に加入した。当時は、会社が厚生年金保険の適用を受けていなかったため国民年金に加入し、保険料も期日までに市役所の窓口で納付した。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人は、昭和46年7月頃にA市役所で国民年金の加入手続きを行い、保険料も期日までに市役所の窓口で納付したとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、47年9月頃に払い出されたものと推認され、その時点では遡って保険料を納付することが可能な期間であるが、申立人は遡って保険料を納付した記憶は無いと申述している上、当該期間における保険料額、納付方法、納付場所等の記憶が明確でなく、保険料納付状況が不明である。
- 2 申立期間②について、申立人は、申立人かその妻が夫婦一緒に国民年金保険料を納付していたはずだとしているが、上記のとおり申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点（昭和47年9月頃）からすると、申立期間は保険料納付可能な期間であるものの、オンライン記録によると、申立人と一緒に申立期間②の保険料を納付したとするその妻も当該期間の保険料は未納である上、申立人は当該期間における保険料額、

納付方法、納付場所等の記憶が明確でなく、保険料の納付状況が不明である。

3 当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間①及び②については、いずれも申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 4 月 22 日から 40 年 11 月 30 日まで
② 昭和 42 年 8 月 5 日から 43 年 8 月 1 日まで
③ 昭和 43 年 8 月 1 日から 44 年 2 月 1 日まで
④ 昭和 44 年 8 月 20 日から 47 年 5 月 1 日まで
⑤ 昭和 47 年 9 月 1 日から同年 9 月 27 日まで
⑥ 昭和 48 年 3 月 10 日から 51 年 10 月 26 日まで
⑦ 昭和 52 年 3 月 1 日から同年 3 月 26 日まで

年金事務所の記録では、昭和 47 年 8 月 29 日と 53 年 8 月 8 日に脱退手当金を支給された記録になっているが、脱退手当金をもらったことは一度も無いので、厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金は、申立期間①から④までに係るものと申立期間⑤から⑦までに係るものの2回にわたり支給されたと記録されているところ、2回とも申立人の意思に反して請求されているということは考え難い。

また、申立期間①から④までについては、申立期間④に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記録されている上、当該期間に係る脱退手当金は、支給金額に計算上の誤りは無く、申立期間④に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和47年8月29日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかぬ。

さらに、申立期間⑤から⑦までについては、当該期間の脱退手当金請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書には、申立人の署名及び押印が確認でき、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えら

れる上、申立期間⑦に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年3月10日から34年12月27日まで
② 昭和35年1月頃から同年6月頃まで

申立期間①については、A株式会社に勤務していた期間が、昭和35年9月27日に脱退手当金として支給されたことになっているが、この脱退手当金を受給した覚えは無い。

また、申立期間②については、B区にある「C」という会社に勤めており、厚生年金保険の被保険者であったと思うので調査の上、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A株式会社に係る厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間①の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、当時は通算年金制度創設前で、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったことを踏まえると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても脱退手当金を受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申

立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

2 申立期間②について、申立人が義姉の紹介で入社したとするB株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、当該義姉の氏名が確認できるとともに、申立人が供述する職務内容が、当時勤務していた複数の同僚の供述と合致していることから、申立人が当該事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立人の勤務状況等について、義姉を含む同僚 14 人に照会したところ、7人から回答を得たが義姉を除く6人が「申立人に覚えが無い。」と述べているとともに、義姉も申立人の勤務期間については記憶に無いとしており、申立人の申立期間②に係る勤務実態は確認できない。

また、前記の複数の同僚は、従業員が入社してから厚生年金保険に加入するまでの期間について、「年金に入るのは正社員になってからで、それまで3か月ほどの見習期間があった。」と述べている上、当時の社会保険担当者は、「給料の手取りの関係で厚生年金保険に加入しない人もいた。」と述べていることを踏まえると、申立期間当時、B株式会社では、厚生年金保険に加入を希望する者について、入社後すぐには厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いではなかったものと考えられる。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間②当時に厚生年金保険被保険者資格を新規に取得した者の中に、申立人の氏名は無く、健康保険証の番号の欠番も無い。

加えて、申立人が申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 3 月 27 日から 40 年 10 月 1 日まで
② 昭和 41 年 3 月 23 日から 42 年 9 月 1 日まで
③ 昭和 42 年 9 月 1 日から 43 年 11 月 14 日まで

年金事務所からの連絡で、昭和 45 年 4 月 28 日に脱退手当金をもらった記録となっていることを知った。この時期は長男が生まれたばかりでよく覚えているが、脱退手当金についてどこからも何の連絡も無かったし、脱退手当金をもらった覚えも無いので、厚生年金保険の記録と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の A 株式会社 B 工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているなど、その事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人については、申立期間①と②の間にある被保険者期間と申立期間③と脱退手当金支給決定日との間にある被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立人は両事業所とも勤務期間は 1 日であり厚生年金保険に加入していたことは知らなかったとしていることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまではいえない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 1 月 8 日から 47 年 8 月 1 日まで
平成 16 年に 60 歳になるときに、年金事務所において、年金の手続をした際に、A 株式会社に勤務していた期間が脱退手当金を受給したことになっていると分かったが、受給した記憶が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る脱退手当金の支給額も適正であり、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 47 年 9 月 27 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 2 月 1 日から 41 年 10 月 1 日まで
② 昭和 41 年 10 月 1 日から 42 年 12 月 30 日まで
平成 22 年*月に 65 歳になったため、A年金事務所において、年金の手続をした際に、B株式会社とC株式会社に勤務していた期間が脱退手当金を受給したことになっていたと分かったが、受給した記憶が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人は昭和43年12月頃に国民年金の加入手続を行い、申立期間と重複する昭和42年4月以降の国民年金保険料を納付していることを踏まえると、その時点で申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認識していたものとは考え難い。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 7 月 1 日から 39 年 7 月 1 日まで
申立期間はA有限会社に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

商業登記簿によれば、A有限会社は既に解散し、同社の元取締役は、申立人の当時の勤務実態を確認できる労働者名簿等の資料及び当時の厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料（賃金台帳等）は無いとしており、同社の元事業主から、申立人の申立期間に係る勤務実態及び申立期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除について、確認することができない。

また、A有限会社の同僚からも、申立人の具体的な勤務期間及び申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について供述を得ることはできない。

さらに、A有限会社に係る事業所別被保険者名簿における申立人の厚生年金保険被保険者資格取得年月日及び喪失年月日は、オンライン記録と一致しており、同名簿において申立期間に被保険者資格を取得した者の中には、申立人の氏名は確認できない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 11 月 1 日から 42 年 2 月 26 日まで
年金事務所の記録では、昭和 42 年 6 月 9 日に脱退手当金を受領したことになっているが、A株式会社（現在は、株式会社B）を辞めるとき、脱退手当金の制度の説明を聞いたことも無く、また受領したことも無いので、厚生年金保険の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の脱退手当金の支給決定日は、申立期間に係る被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和42年6月9日であることが確認でき、短期間で支給決定されている。

また、A株式会社に係る同僚の中には、申立人と脱退手当金の支給決定日が同日である者が3人いることがオンライン記録により確認できる上、当該3人の同僚の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の備考欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示とともに、連続する番号が記されていることが確認できる。

さらに、当該3人の同僚のうち、連絡が取れた同僚1人は、「会社が脱退手当金の手続を全部してくれた。」と供述していることを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 10 月 10 日から 37 年 10 月 26 日まで
私は、A株式会社を結婚するため退職をした。年金を受給する際に確認すると、当該事業所の期間が脱退手当金で処理され、受給したことになる。私は脱退手当金を請求したことも無く、受給した覚えは無いので、調査をして、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA株式会社の前に勤務していたB株式会社に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）によれば、A株式会社の資格喪失日から約2か月後の昭和37年12月15日に脱退手当金の算定のための記録を裁定庁へ回答した旨の記録が確認できる。

また、オンライン記録から確認できる脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和37年10月26日）から約4か月後の38年2月26日に支給決定されており、事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 11 月 1 日から 33 年 4 月 1 日まで
② 昭和 33 年 11 月 1 日から 35 年 10 月 1 日まで
③ 昭和 36 年 2 月 21 日から 38 年 11 月 1 日まで

年金事務所から脱退手当金の受給確認はがきが届き、申立期間の脱退手当金が支給されていることを初めて知った。

しかし、当時、脱退手当金の制度があったことは知らなかったし、脱退手当金を請求したことも、受給した記憶も無いので、申立期間の脱退手当金支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る最後の事業所である株式会社Aの健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月半後の昭和39年3月13日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 3 月 13 日から 36 年 7 月 25 日まで
年金記録を確認したところ、A株式会社B工場における厚生年金保険被保険者期間は脱退手当金が支給されていることとなっていた。自分は脱退手当金を受給した記憶が無かったので社会保険事務所（当時）に二度確認に行ったが、職員からは記録のとおりであるとの説明を受け、諦めざるを得なかった。三度目に行ったときに第三者委員会に申立てができることを知り、申立てをすることにした。調査と記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で申立人の前後約 100 人のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 36 年 7 月の前後 2 年以内に資格を喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす女性 14 人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、12 人に支給記録があり、うち 10 人が約 6 か月以内に支給されていることを踏まえると、申立期間の脱退手当金は事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、A株式会社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、脱退手当金は申立期間に係る被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 36 年 9 月 26 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 9 月 1 日から 40 年 10 月 1 日まで
59 歳ぐらいの時に受給できる年金額を確認するため、社会保険事務所（当時）に行き、有限会社 A 及び株式会社 B における厚生年金保険被保険者期間があることを知ったが、そのうち株式会社 B に勤務していた期間は脱退手当金として支給されていることになっていた。そのときは諦めたが、自分は脱退手当金を受給した記憶は無く、納得がいかないので申立てをすることにした。調査と記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社 B に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で申立人の前後約 100 人のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 40 年 10 月の前後 2 年以内に資格を喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす女性 8 人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、5 人に支給記録があり、うち 4 人が約 5 か月以内に支給されていることを踏まえると、申立期間の脱退手当金は事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、株式会社 B に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る被保険者資格喪失日から約 2 か月半後の昭和 40 年 12 月 13 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 10 月 31 日から 37 年 10 月 21 日まで
オンライン記録では、申立期間の厚生年金保険被保険者期間が脱退手当金を受給した記録になっているが、私は、脱退手当金の制度があること自体も知らなかったし、脱退手当金を請求したことも受給したことも無い。申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月半後の昭和37年12月4日に支給決定されているほか、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人が勤務していたA株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後5ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和37年10月21日）の前後1年以内に資格喪失した者48人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、34人に脱退手当金の支給記録があり、うち31人が約6か月以内に支給されており、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立期間に脱退手当金を受給したとされる元同僚10人に照会したところ、5人から回答があり、そのうちの3人は、「会社を退職する

時、退職金と一緒に脱退手当金を受給した。自分では脱退手当金の請求手続はしなかった。」と回答しており、申立期間当時、事業主による代理請求がなされたことがうかがえる。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給しなかったことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年3月26日から同年4月1日まで
A株式会社を昭和56年3月31日付けで退職したが、厚生年金保険の記録では、被保険者資格の喪失日が同月26日と記録されていたので不思議に思い、同社に問い合わせた結果、退職証明書と給与台帳兼源泉徴収簿の写しをもらったので、申立期間について被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA株式会社に昭和56年3月31日まで継続して勤務していたことは、申立人の提出した退職証明書及び雇用保険の被保険者記録により確認できる上、申立人に係る昭和56年度給与台帳兼源泉徴収簿の写しにより、同年3月の給与が支給されたことが確認できる。

しかしながら、事業主は「厚生年金保険料の控除は、翌月の給与から行っていた。」としているところ、当該事業所保存の申立人に係る給与台帳兼源泉徴収簿によると、昭和55年10月1日付けで定時決定されている標準報酬月額に基づく保険料が、同年11月の給与から控除されていることが確認できることから、前述の56年3月給与において、事業主が控除した厚生年金保険料は同年2月の保険料と認められる上、同年3月の保険料については、給与から控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月 1 日から 52 年 9 月 1 日まで

昭和 45 年 4 月から A さんのお世話で B 株式会社へ勤めるようになり、C 業務に就き、D さんと E さんと F さんの 4 人で仕事をしていた。同社での厚生年金保険の資格取得日が昭和 52 年 9 月 1 日からとなっているが、初めの 2 年間くらいはアルバイトで働いていたが、昭和 47 年頃から厚生年金保険に加入していたのではないかと思うので、申立期間について調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 株式会社において、昭和 49 年 8 月から 55 年 3 月まで営業の正社員として勤務したと供述している同僚が、「申立人は、正社員ではなかったが、1 日 8 時間程度勤務しており、申立人と 49 年 8 月から一緒に勤務した。」と供述していることから、申立人が資格取得日である 52 年 9 月 1 日より前から同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、B 株式会社は厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 46 年 2 月 12 日からで、申立期間のうち 45 年 4 月 1 日から 46 年 2 月 12 日までの期間については、事業所として厚生年金保険の適用を受けていないことが確認できる。

また、申立人の勤務状況を供述している前述の同僚は、当時の事業所の社会保険の加入の取扱いについて、「社会保険へはアルバイト等でも入社してすぐ加入させたが、正社員でない方の加入は希望制をとっており、希望者のみを加入させ、社会保険に加入せず国民健康保険に加入していた人がいた。」と供述している。

さらに、申立人が同じ C 業務をしていたとしている 3 人の同僚の B 株式

会社における厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、一人は同社での厚生年金保険の被保険者記録が全く無く、ほかの一人は資格取得日が申立人と同じ昭和 52 年 9 月 1 日、残る一人は申立人より早い同年 8 月 1 日で資格を喪失していることが確認できるとともに、被保険者記録の全く無い同僚は、「自分は、最初から退職まで正社員ではなかった。社会保険に加入せず国民健康保険に加入していた。」と回答している。

加えて、申立人は、申立期間について全ての月の国民年金保険料を納付済みであることが確認できる上、申立期間の厚生年金保険料控除を確認できる資料等は無く、B株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（紙台帳）によると、申立人の被保険者資格取得日は、昭和 52 年 9 月 1 日であり、厚生年金保険手帳記号番号払出簿によると、申立人が同社で新たに取得した厚生年金保険の手帳番号（*）の払出日は、同月 6 日であることが確認できる。

なお、申立人のB株式会社における雇用保険の被保険者資格取得日は、昭和 52 年 8 月 1 日であることが確認でき、同社本社からは、「G町のH工場のある所にIができるということで、K機関から用地買収があり、工場を閉鎖した。工場を閉鎖した時に、当時の資料等は、ほとんど処分してしまったので、不明である。」との回答があった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年9月から37年7月まで

A株式会社の入社時の給与については、昭和34年4月よりB校に通学しているため、入社条件として、継続してB校卒業まで猶予の期間と通学期間中の午後4時15分早退及び卒業した時点でC卒の扱いをすることを条件に36年9月から38年8月までの給料は、昇給までの約2年間は1万8,000円とする話合いの上で入社したと認識している。前の会社に勤務中は、社員寮に入っており、寮費は無料で食事も1日3食を会社の食堂でとっていたが、転職後は家賃、通学費用、授業料を支払う必要があったので、前の会社より2,000円安い給与額で転職するとは考えられない。同社は、既に倒産しており、詳細な書類は無いが、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A株式会社における厚生年金保険の被保険者資格取得時（昭和36年9月12日）から翌年の37年8月1日に随時改定により標準報酬月額が1万8,000円に変更されるまでの期間について、標準報酬月額の相違を申し立てている。

しかしながら、複数の同僚が、「入社と同時に厚生年金保険に加入したが、誰でも入社時から試用期間が3か月から6か月程度あって、試用期間の給料は安かった。」と供述しており、多数の同僚が、「自分の事業所での厚生年金保険の標準報酬月額の記録は、事実と相違していないと思う。」と供述しているとともに、同僚の一人は、「会社は、社会保険事務について不正は全く無かった。」と供述している。

また、A株式会社において、申立期間に途中入社により被保険者資格を取得した同年代の同僚 24 人について、資格取得時の標準報酬月額の記事を確認したところ、前の会社の退職時の標準報酬月額よりも低くなっている同僚が多数確認でき、事業主が、申立人の標準報酬月額のみを同僚の取扱いと異なり低額で届出していたとは考え難い。

さらに、昭和 29 年からA株式会社に勤務しており、申立期間当時、係長で工場の従業員の採用に関わっていたと供述している同僚は、「途中入社の場合、そのほとんどを前の会社の給料より 2,000～3,000 円下げて採用していた。前の会社より低い給料で採用するのは、当時は、会社では当然のことであった。」と供述している。

加えて、A株式会社は、既に倒産しているため貸金台帳等の資料が無く、申立人も申立期間に係る厚生年金保険料控除額を確認できる給与明細書・源泉徴収票等の資料を持っていないため、申立人が主張するオンライン記録よりも高い標準報酬月額 1 万 8,000 円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたかどうかは確認できない。

なお、申立人のA株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（紙台帳）の標準報酬月額の欄には、「36.9.12. 10 千円」及び「37.8.1. 18 千円」の記載が確認でき、標準報酬月額の取消し及び遡及訂正等の不合理な処理の形跡は見当たらない。

このほか、申立期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 8 月から同年 11 月まで
有限会社A（現在は、株式会社B）が出店しているC等で、DやEを販売する仕事を3か月していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の有限会社Aに係る勤務実態について、申立人と同じ勤務先で、Cの販売員を管理していた店長の供述から、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、前述の店長は、「当時は女性社員が大勢いて、出たり入ったりしていたから、社会保険の手続には相当時間がかかったようで、3か月では手続をしないうちに辞めてしまったのではないか。」と供述している。

また、当時の取締役は、「会社の体質でルーズなところがあり、自分の記録も入社2か月後に社会保険の手続がされた。Cでの販売員については、採算性を考えて女子販売員はパート・アルバイトを積極的に採用していた。」と供述している。

さらに、当時の同僚 13 人に申立人の勤務実態及び保険料控除について照会したところ、具体的な供述を得られない上、有限会社Aの継承会社である株式会社Bには、当時の人事関係等の資料は保管されておらず、申立人の申立期間の勤務の実態及び厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

加えて、株式会社Aに係る申立人の雇用保険の被保険者記録は無い上、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間及びその前後の

期間に申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号にも欠番は無い。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い上、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年3月から9年9月まで

ねんきん定期便を確認したところ、平成8年3月の入社から9年9月までは固定給 40 万円プラス歩合給であったはずなのに、標準報酬月額はかなり低くなっているため、正しい金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A株式会社B支店を同僚4人と独立採算制で本社から任せられ、C部長として勤務したときの給与が固定給 40 万円プラス歩合給という約束であったのに、平成8年3月の資格取得時の標準報酬月額が9万8,000円、同年8月の随時改定時の標準報酬月額が28万円と低くなっているのはおかしいと申し立てている。

しかしながら、当時の事業主は、「B支店の開設に当たって、資金援助を行った支店長とは信頼関係にあった。支店長との間での話し合いでは、B支店は支店長の判断で運営され、初めの基本給については、ゼロからのスタートであり、5か月間は契約を取るのも難しいとの考えから、10万円とする、とのことで本社の方で社会保険関係の手続をしてあげた。また、段階的に標準報酬月額を引き上げたことについては、支店長が収益と比較しながら考えていったものだと思う。」と供述している。

一方、当時の支店長は、「A株式会社の事業主からの支援を受け、B支店長として働いていたことは覚えているが、初期の標準報酬月額及びその後の標準報酬月額の設定については、思い出すことができない。同僚3人の給与は送金したかもしれない。」と供述している。

また、別の同僚が当時の預金通帳を保管しているものの、振込額から保

除料控除を推認することができない。

さらに、A株式会社においては、申立期間に係る給与額や厚生年金保険料の控除が分かる賃金台帳等の資料を既に廃棄していることから、申立人の申立期間の報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

加えて、オンライン記録からも、当初の5か月間は申立人と支店長の標準報酬月額が9万8,000円となっており、平成8年4月にメンバーに加わったもうひとりの同僚も同年8月の随時改定時までは9万8,000円であって、申立人のみが低額であったとはいえない上、遡及して標準報酬月額の訂正が行われた形跡も無い。

このほか、申立人が申立期間にその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等はない上、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年10月15日から35年3月1日まで
厚生労働省の記録によると、申立期間において脱退手当金が支給されていることになっているが、もらった記憶が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金はその支給額に計算上の誤りは無い上、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和35年4月27日に支給決定されており、申立期間に係るA株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には脱退手当金を支給したことを示す「脱」の表示があるなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年4月3日から38年6月21日まで
厚生労働省の記録では、申立期間に係る脱退手当金が支給されたことになっているが、当該脱退手当金は請求しておらず、受給もしていないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の有限会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示があるとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、有限会社Aに係る資格喪失日（昭和38年6月21日）から約4か月後の昭和38年10月23日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 7 月 21 日から 46 年 2 月 21 日まで
② 昭和 46 年 2 月 23 日から 52 年 6 月 30 日まで
年金受給の手続のときに、脱退手当金が支給されていることを知ったが、受給した記憶は無い。日本年金機構のはがきが来たので、改めて調査をしてもらいたいと思い、申立てをした。私の厚生年金保険の記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金の請求書類として提出された、脱退手当金裁定請求書には、A 社会保険事務所（当時）の受付印（昭和 52 年 12 月 22 日）、申立人名の記入及び押印がされており、申立期間に係る事業所名、所在地及び勤務期間が記され、記載内容に疑義は認められない上、脱退手当金支給額に計算上の誤りは無いなど、受付から支給決定されるまでの一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人に聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年10月15日から30年3月20日まで
申立期間は脱退手当金が支給された記録になっているが、私は受給した記憶が無い。A株式会社もB株式会社も社長は同じで継続して勤務していた。脱退手当金を受給したとされている期間について、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

健康保険厚生年金保険適用事業所名簿では昭和30年6月1日にA株式会社は厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、B株式会社は31年3月5日に適用事業所になっている。

申立人は、A株式会社もB株式会社も社長は同じで自分は両社に継続して勤務していたとしているが、複数の同僚がA株式会社の休業により退職したと供述しており、昭和30年2月及び同年3月中に被保険者資格を喪失した同僚9人中7人に脱退手当金の受給記録があり、申立人と同じ支給決定日の者が2人、ほかの支給決定日に支給決定されている同僚3人が確認できることから、本人の委任に基づき事業主による代理請求がされた可能性が高いと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）では、A株式会社の被保険者資格喪失日は「昭和30年3月20日」、給付種類は「脱手」、資格期間は「65月」、支給金額は「6,542円」、支給年月日は「昭和32年11月24日」と記載されており、支給金額は法定支給額に一致し、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月 25 日から同年 9 月 1 日まで
② 昭和 36 年 11 月 25 日から 38 年 8 月 1 日まで

申立期間は脱退手当金が支給された記録になっているが、私は受給した記憶が無い。支給決定日とされている昭和 41 年 5 月 30 日頃は A（現在は、B 株式会社）の職員として C 区の D 工場に勤務しており、脱退手当金制度や手続方法など知らず、時間も電話も無かったので請求できるはずはない。また、もし、私が請求したとすれば最初に勤務した E 株式会社 F 工場を請求し忘れるはずが無いので、脱退手当金を受給したとされている期間について、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②は G 株式会社に勤務した期間であり、昭和 38 年 8 月 1 日から H 団体の事務員として I 区の A の J 所の団体事務所で事務員として勤務し、40 年 9 月に A 職員に採用され、結婚のため実家のある K 地 I 区から L 地 M 町へ転居したため、A の C 区 D 工場に製造職員として勤務したと記憶していたが、申立人の厚生年金保険の被保険者記録では申立期間①は G 株式会社（N 社会保険事務所（当時）管轄）、申立期間②は H 団体（O 社会保険事務所管轄）、38 年 8 月 1 日から 40 年 9 月 1 日までが H 団体 P 支部（Q 社会保険事務所管轄）となっている。

また、H 団体の健康保険厚生年金保険被保険者名簿で被保険者資格取得日が昭和 28 年から 40 年までの女性同僚に照会したところ回答があった 10 人によれば、それぞれの勤務地は R 地の S 町（T 本部）8 人、C 区の P 支部 1 人、I 区の J 所支部 1 人と回答していることから、少なくとも当時 3 事業所の職員についての被保険者資格の取得喪失を H 団体でしていた

ことが確認でき、H団体P支部の厚生年金保険適用は38年8月1日であり、H団体を同日に喪失した者のうち5人（申立人及び前述の同僚（J所支部勤務）を含む）が同日にP支部で被保険者資格を取得し、当該J所支部勤務だった同僚も「転勤は無くずっとJ所支部に勤務し退職した。J所支部では申立人と二人だけの職場で自分が退職する時も申立人は勤務していた。」と記憶していることから、当該同僚も申立人も38年8月に所属する適用事業所がH団体P支部に変更されたことをH団体から知らされていなかったものと考えられる。

したがって、申立人は脱退手当金請求の際に最後に勤務した事業所名を「H団体P支部」と記入しなかった可能性がうかがえる。

さらに、申立人はE株式会社F工場の被保険者期間が未請求であることをもって申立期間の請求は無かったと主張を追加しているが、当初申立人は「厚生年金保険被保険者証は交付された記憶はあるものの、E株式会社F工場で交付されたか、G株式会社で交付されたか分からない。」と供述していること、及びE株式会社F工場で昭和36年4月20日に資格を喪失し、5日後の同月25日にG株式会社で資格を取得しているにもかかわらず厚生年金保険被保険者番号は異なる番号で払い出されており、平成11年11月26日まで過去の全ての厚生年金保険記号番号を基礎年金番号に統合していなかったことから、脱退手当金請求時に当該期間を厚生年金保険被保険者期間であったと認識していたか否かは不明であるため、その主張を採用することはできない。加えて、オンライン記録では昭和41年5月30日に26月5,515円が支給されたことになっており、この金額は申立期間①及び②の被保険者期間を合算した月数及び法定支給額と一致し、申立人は支給決定日頃はAの職員で共済組合員であることから厚生年金保険の被保険者ではないため脱退手当金を請求することは可能であり、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 1 月 25 日から 41 年 2 月 15 日まで
申立期間は脱退手当金が支給された記録になっている。しかし、私は受給した記憶が無い。申立期間の前の被保険者期間は現在年金で支給されている。厚生年金保険脱退ならば全部一緒に支給されるべきではないか。脱退手当金を受給したとされている期間について、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間の脱退手当金は、法定支給額と一致している上、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和41年5月28日に支給決定されており、申立期間に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金を支給したことを示す「脱」の表示があるなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 11 月 16 日から 40 年 12 月 1 日まで
② 昭和 40 年 12 月 1 日から 42 年 3 月 16 日まで

国（厚生労働省）からはがきの記録では、申立期間①のA株式会社、申立期間②のB株式会社に勤務していた期間が脱退手当金支給済期間となっているが、私は脱退手当金を請求しておらず、受給もしていないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間①及び②に勤務していた事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金を支給したことを示す「脱」の表示があり、その支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和 42 年 3 月 16 日）から約 5 か月後の 42 年 8 月 11 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人が申立期間②で勤務したB株式会社に係る照会で回答のあった複数の同僚は、「会社からの説明はあった。」と回答するとともに、このうち一人は、「会社の代理請求もあった。」としていることから、事業主による代理請求がなされた可能性が高いと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 10 月 3 日から 41 年 7 月 21 日まで
② 昭和 42 年 4 月 3 日から 43 年 2 月 21 日まで

国（厚生労働省）からはがきの記録では、申立期間①のA株式会社、申立期間②のB株式会社に勤務していた期間が脱退手当金支給済期間となっているが、私は脱退手当金を請求しておらず、受給もしていないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間②に勤務していた事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金を支給したことを示す脱表示の記載があり、その支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和 43 年 2 月 21 日）から約 2 か月半後の昭和 43 年 5 月 6 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年1月25日から同年6月25日まで
② 昭和41年12月1日から42年2月1日まで
③ 昭和44年5月26日から同年9月1日まで

私は昭和35年1月からA所に事務職として就職し、それ以降、同事業所が株式会社B、有限会社Cと事業所の名称が変わったものの、継続的に勤務していた。その間、厚生年金保険料も途切れなく控除されていたと思うのだが、申立期間の記録が無いので、調査の上、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「申立期間より前に勤務していた事業所を退職後、すぐにA所に就職し、厚生年金保険に加入した。」と主張している。

しかしながら、雇用保険の記録によれば、申立人のA所における被保険者資格の取得日は昭和35年6月25日であり、厚生年金保険の被保険者資格の取得日と同日であることが確認できる。

また、当時の事業主は既に他界している上、申立期間①に勤務していた複数の同僚に照会したものの、いずれの者からも申立人に係る当時の勤務状況及び厚生年金保険の資格取得に関する具体的な供述は得られなかった。

さらに、A所に係る事業所別被保険者名簿によると、申立期間において、申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

2 申立期間②及び③について、申立人は、「A所が昭和41年頃に株式会社Bになり、その後、44年頃に有限会社Cになった。この期間、継続して勤務していた。」と供述しているところ、複数の同僚も、「A所、

株式会社B及び有限会社Cは同じ事業所で、申立人は事務職として継続的に勤務していた。」と供述している。

しかしながら、商業登記簿によれば、株式会社BはD区E地を本店所在地として昭和41年12月*日に設立後、59年12月*日に解散していることが確認でき、有限会社CはF区G地を本店所在地として44年7月9日に設立され、現在も存続中であり、両社の代表取締役及び本店所在地が異なる上、両法人はその存続期間が重複していることから、同じ人格を持つ法人であるとは言い難い。

また、事業所別被保険者名簿によれば、A所は昭和41年12月1日に事業不振を理由に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、株式会社Bが新規適用事業所となったのは42年2月1日で、有限会社Cが新規適用事業所となったのは44年9月1日であることから、申立期間②及び③において、それぞれの事業所は適用事業所となっていないことが確認できる。

さらに、被保険者名簿によれば、申立人と同じく、昭和41年12月1日にA所で被保険者資格を喪失し、42年2月1日に株式会社Bにおいて資格を取得後、44年5月26日に同社に係る資格を喪失し、同年9月1日に有限会社Cで資格を取得した者が申立人を含め6人確認することができるが、申立期間②及び③において厚生年金保険の加入記録のある者は無いことから、当該期間に係る申立人の厚生年金保険の記録に不自然さはうかがえない。

なお、有限会社Cは、「当時の事業主や従業員は亡くなっており、当時の事情を知る人はいない。申立人についての資料も無く、保険料控除については不明である。」と供述している上、株式会社B及び有限会社Cが経理事務を委託していた会計事務所も「申立期間の申立人の厚生年金保険の保険料控除については不明である。」と供述しており、申立人の申立期間②及び③に係る保険料控除について確認することができなかった。

- 3 全ての申立期間について、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、このほか、申立人の全ての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、全ての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月 4 日から 40 年 1 月 31 日まで
厚生労働省の記録では、申立期間に係る脱退手当金が支給されたことになっているが、当該脱退手当金を請求しておらず、受給もしていないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示があるとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、A株式会社に係る資格喪失日（昭和 40 年 1 月 31 日）から約 1 か月後の昭和 40 年 3 月 2 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなない。

また、申立人から聴取しても請求及び受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月 1 日から 50 年 1 月 1 日まで
厚生労働省の記録では、申立期間に係る脱退手当金が支給されたことになっているが、当該脱退手当金を請求しておらず、受給もしていないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示があるとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、A株式会社に係る資格喪失日（昭和 50 年 1 月 1 日）から約 1 か月後の昭和 50 年 2 月 4 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても請求及び受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 10 月 1 日から 7 年 5 月 26 日まで

厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A株式会社勤務した期間の標準報酬月額が実際に受けていた給与額より少ないことが分かった。勤務時間や休日及び給与等の条件を確認の上入社した。

給与は、手取りで 40 万円くらいの約束であった。細かい明細は覚えていないが、標準報酬月額はもっと高いはずである。申立期間の標準報酬月額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A株式会社に係る標準報酬月額の相違について申し立てているが、当該事業所の元事業主は、「当社は既に廃業している上、火災により関係書類が焼失しており、申立てに係る事実を確認できる関連資料は無いが、当時は経理事務所に給与計算を依頼していた。タイムカードから残業時間を報告し、計算された給与額で定時決定等の届出を行い、その決定に基づき保険料を控除していた。」と回答している。

また、オンライン記録では、標準報酬月額の記録に訂正、改ざんされた形跡は無い上、回答のあった同僚 3 人は、「自分の標準報酬月額について疑問は持っていない。」旨の回答をしている。

さらに、申立人は主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを裏付ける資料を保管していないため、厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

なお、当該事業所における申立人の標準報酬月額と同僚 10 人の標準報酬月額の推移を比較したが、申立人のみ特に低額であるとは確認できない。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。